

3 手数料の額 用紙(A4判以下)による書類の交付(電磁的記録に記録された書面を用紙に出力したものの交付を含む。)

種別	手数料の額
白黒コピー	10 円/1 枚
カラーコピー	30 円/1 枚

両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定します。

A4判の大きさを超える大きさの用紙を用いた場合にあっては、A4判の用紙に縮小して対応するか、又はA4判を用いたときの枚数に換算して金額を算定します。

4 手数料の額の根拠

上記の手数料の額は、本市の「使用料・手数料の設定基準」に基づき算定しています。また、本市の情報公開等のコピー料金の額との均衡を図り、その額と同額としています。

5 手数料の減免

国では、審査請求人等は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、謄写請求に係る手数料の減免を受けることができます。本市においても国と同様に、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、書類の交付の求め1件につき2,000円を限度として手数料を減免できるよう手数料徴収条例に定める予定です。(生活保護受給者等を対象)

6 手数料の準用規定

改正行政不服審査法の規定により審理員が指名されない場合は、審理手続は審査庁が主宰することになるため、その場合の手数料の準用規定も手数料徴収条例に定める予定です。また、同法の施行に伴う整備法によって他の法律も改正されており、同法の手数料の規定が他の法律において準用されていますので、同様に準用する旨を条例に定める予定です。(例：地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、地方税法(昭和25年法律第226号)等)

7 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント 平成27年12月15日から平成28年1月14日まで
- (2) パブリックコメントの結果公表 平成28年1月下旬
- (3) 市議会定例会に上程 平成28年2月下旬
- (4) 条例の施行(予定) 平成28年4月1日

〔改正行政不服審査法の条文の抜粋〕

行政不服審査法(平成26年法律第68号)

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第17条に規定する名簿を作成した場合には、当該名簿に記載されている者)のうちから第3節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一及び二 略

三 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二～七 略

3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第1の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。

4 略

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第38条 審査請求人又は参加人は、第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2及び3 略

- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。)に所属する行政庁が審査庁である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

第2款 審査会の調査審議の手続

(主張書面等の提出)

- 第76条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

- 第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2及び3 略

- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第2節 地方公共団体に置かれる機関

- 第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 略

- 3 前節第2款の規定は、前2項の機関について準用する。この場合において、第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約)で定める。